

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(学校教育課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	学校給食費を私会計から公会計へ移行させるもの(平成32年4月から)	市が考える市民等への影響	メリット 保護者の利便性を図ることや、学校現場の負担軽減、給食費負担の公平性の確保
名称	学校給食公会計化事業		デメリット 特に無し。
概要	学校給食の会計は、学校ごとに管理する「私会計」で行われ、私会計では、各学校で教職員を中心に、給食費の徴収や管理、給食費食材の購入などを行ってきた。このことについて、保護者の利便性を図ることや、学校現場の負担軽減、給食費負担の公平性を旨とし、平成32年度から公会計制度を導入するもの。については、規則をはじめとする制度設計を組むに当たり、保護者をはじめとする市民等から意見を聴取するもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等			学校給食費の公会計化を平成32年4月から実施するに当たり、今年度中に規則を整備する必要があるため、最も関係する保護者に対して、案内通知を送付(12月中、学校経由)し、周知を図りながら、意見を伺う機会を設定する。また、教育現場においても、教育委員会議で、公会計制度について提案、審議し、意見聴取を行う。	
	パブリックコメント手続				
	意見交換会	平成31年2月2日	保護者等		
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他	平成31年1月16日	学校関係者等の代表		教育委員会議

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成30年度		平成31年度											平成32年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
	教育委員会議(平成31年1月16日) 意見交換会(H31年2月2日)													公会計制度開始	

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由